

# サステナサービス契約約款

株式会社サステナ

## 目次

サステナサービス契約約款 .....	1
第1章 総則 .....	3
第1条 (約款の適用) .....	3
第2条 (約款の優先) .....	3
第3条 (サービスの提供区域) .....	3
第4条 (サービスの提供対象者) .....	3
第5条 (権利義務の譲渡制限) .....	3
第6条 (業務委託) .....	3
第7条 (当社の免責事項) .....	3
第2章 契約・解約 .....	3
第8条 (利用申込み) .....	3
第9条 (申込みの承諾) .....	3
第10条 (契約者からの申出による契約の解除) .....	4
第11条 (当社からの申出による契約の解除) .....	4
第12条 (契約の強制解除) .....	4
第13条 (最低利用期間) .....	4
第3章 料金 .....	4
第14条 (契約者の支払義務) .....	4
第15条 (利用料の構成) .....	4
第16条 (初期費用の支払期限) .....	4
第17条 (月額費用の支払期限) .....	4
第18条 (割増金) .....	5
第19条 (遅延損害金) .....	5
第20条 (月額費用の日割) .....	5
第21条 (契約解除料) .....	5
第22条 (料金の返金) .....	5
第4章 雑則 .....	5
第23条 (意思表示) .....	5
第24条 (約款の変更) .....	5
第25条 (専属的合意管轄裁判所) .....	5
附則 .....	6

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

当社はサステナサービス契約約款を定め、サステナサービスを提供します。

### 第2条 (約款の優先)

本約款は、契約者がサステナサービスを契約・利用する上で他の合意に優先して適用されます。

### 第3条 (サービスの提供区域)

当社がサステナサービスを提供する区域は、日本国のすべての地域とします。

### 第4条 (サービスの提供対象者)

当社がサステナサービスを提供する対象者は、日本国に住所を有する法人・個人事業主とします。

### 第5条 (権利義務の譲渡制限)

契約者は、サステナサービス契約上の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

### 第6条 (業務委託)

当社は、サステナサービスの提供に必要な業務の一部について、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

### 第7条 (当社の免責事項)

当社は、契約者がサステナサービスの利用に関して被った損害について、その原因の如何を問わず、賠償・返金・料金の減額等の責任を負わないものとします。

## 第2章 契約・解約

### 第8条 (利用申込み)

契約希望者は当社に対し、当社が規定するサステナサービスの利用申込書を提出するものとします。

### 第9条 (申込みの承諾)

当社は利用申込みに対し、申込みを拒絶する正当な理由がある場合を除き、申込みを承諾するものとします。なお、当社による申込みの承諾をもって契約が締結されたものとします。

**第10条** （契約者からの申出による契約の解除）

契約者は、当社所定の解約申込書による当社への通知により、サステナサービス契約を解除することができるものとします。また、契約者は、当社が通知を受領した日が属する月の3月後末日以降で契約者が指定した日を契約解除日として指定できるものとします。

**第11条** （当社からの申出による契約の解除）

当社は、契約者への事前の通知により、サステナサービス契約を解除することができるものとします。

**第12条** （契約の強制解除）

当社は、以下の事由に該当する場合、サステナサービス契約を強制的に解除することができるものとします。なお、契約の強制解除は「当社事由による契約解除」とみなさないものとします。

- (ア) 契約者による料金の支払いが滞り、契約者が当社からの督促に応じない場合
- (イ) 契約者の故意・過失によりサステナサービスの提供継続が困難になった場合
- (ウ) その他当社の責に帰さないやむをえない事情が発生した場合

**第13条** （最低利用期間）

当社はサステナサービスを提供するにあたり、契約ごとに最低利用期間を設定する場合があります。

### 第3章 料金

**第14条** （契約者の支払義務）

契約者は当社に対し、サステナサービスの利用料を支払うものとします。

**第15条** （利用料の構成）

サステナサービスの利用料は「初期費用」と「月額費用」により構成されます。

**第16条** （初期費用の支払期限）

契約者は、サービス提供開始日までに初期費用を支払うものとします。ただし、個別に支払期限を取り決めた場合はその支払期限までに支払うものとします。

**第17条** （月額費用の支払期限）

契約者は、当月の月額費用を前月末日までに支払うものとします。ただし、個別に支払期限を取り決めた場合はその支払期限までに支払うものとします。

#### 第18条 （割増金）

利用料の支払いを不当に免れた契約者は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を当社に支払うものとします。

#### 第19条 （遅延損害金）

契約者は、利用料その他債務の支払いを怠ったときは、年 14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

#### 第20条 （月額費用の日割）

月額費用の日割は行いません。ただし、利用開始日が当月 1 日でない場合、当該月の利用料は無料とします。

#### 第21条 （契約解除料）

当社事由により契約を解除する場合を除き、最低利用期間満了日より前に契約を解除する場合、契約者は当社に、最低利用期間満了までの月額料金と同額の契約解除料を支払うものとします。

#### 第22条 （料金の返金）

当社は、個別に定める場合を除き、利用料（「初期費用」・「月額費用」）・割増金・遅延損害金・契約解除料その他契約者が当社に支払った料金について、いかなる理由があっても返金しないものとします。

### 第 4 章 雑則

#### 第23条 （意思表示）

当社からの意思表示は、電磁的方法により行うことができるものとします。

#### 第24条 （約款の変更）

当社は、契約者への事前の通知・契約者からの承諾なくこの約款を変更することができます。ただし、重要な変更を行う場合は契約者に事前に通知するものとします。

#### 第25条 （専属的合意管轄裁判所）

サステナサービスの提供に関連して、当社と契約者間で生じる一切の紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則

この約款は 2016 年 4 月 1 日から実施します。